

# 3月30日中央港湾団交決裂！！ 全港ストライキ（4月8日24時間）を通告

日港協は港湾労働者の要求に誠意をもつて答えよ！  
産別制度賃金は産別協定の根幹だ。

18春闘は長期化の様相となってきました。その原因は、日港協が組合側の要求に誠実に応えないばかりか、独占禁止法を盾に産別制度賃金を統一回答することを拒否しているからです（二面参照）。組合員の皆さん！産別統一回答を拒否することは、全国港湾結成以来、築き上げてきた産別労使関係を根底から壊し、港湾労働者の宝物ともいえる産別協定を無にするに等しい暴挙です。

## 要求に無理解な回答

全国港湾と港運同盟は、六五歳定年制や安全確保など職場の切実な要求をかかげています。同時に、雇用の拡大や労働秩序の確立などの政策課題を、労使が共にして、実現するよう要求しています。

しかし、日港協は、法律改正を求めることは「できない」とか、困難だから「継続協議」だとか、ほとんどの要求の主旨を理解しないまま、回答を避け続けています。

また、港湾労働法の全港・全職種適用の課題では、一七春闘で「全国適用に理解」と合意してきたにもかかわらず港間格差や企業間格差を理由に「難しい」と後退した回答をしています。常用労働者中心の港湾運営のための要求には「受け入れられない」と、ほとんど切り捨てるような回答です。

産別制度賃金の要求には、昨年が続いて統一回答を拒否しています。団交では、日港協として回答したいが、「独禁法に触れる恐れがあるのでできない」と繰り返すばかりです。

全国港湾は、中央港湾団交で回答することや、合意したことを協約として明記することは、独禁法に触れることはないと確信しています（二面参照）。日港協は、とさえざるを得ません。こうした姿勢を許す一八春闘

は、言いません。繰り返すのは「法に照らしてグレーだ」、「法律違反の恐れ」ということばかりです。「法違反」と言い切らないで、「法違反の恐れ」で回答しないのは不誠実そのものです。この姿勢を繰り返すのは、中央港湾団交を否定したいという意図があると考えざるを得ません。こうした姿勢を許す一八春闘

## 産別制度賃金には 統一回答拒否



全国港湾は、中央港湾団交で回答することや、合意したことを協約として明記することは、独禁法に触れることはないと確信しています（二面参照）。日港協は、とさえざるを得ません。こうした姿勢を許す一八春闘

は、言いません。繰り返すのは「法に照らしてグレーだ」、「法律違反の恐れ」ということばかりです。「法違反」と言い切らないで、「法違反の恐れ」で回答しないのは不誠実そのものです。この姿勢を繰り返すのは、中央港湾団交を否定したいという意図があると考えざるを得ません。こうした姿勢を許す一八春闘



産別ストに結集を！

<発行所>  
全国港湾労働組合連合会  
〒144-0052東京都大田区  
蒲田5-10-2  
TEL : 03-3733-2561  
FAX : 03-3733-2627  
発行人：玉田雅也  
E-Mail: nfduj@zenkoku-  
kowan.jp

全国港湾  
NATIONAL FEDERATION OF DOCKWORKERS UNIONS OF JAPAN  
(ZENKOKU-KOWAN)

# 中央団交・産別協定は、憲法と労働組合法が保障する労働者の権利！ 産別交渉の骨抜きを許すな！

## 日港協は産別制度賃金への統一回答を行え！

### ◇全国港湾の確信◇

#### 公正取引委員会も組合の意見を承認

全国港湾は、日港協が「産別交渉で産別制度賃金を回答することは独禁法に触れるので回答出来ない」といってはじめて以来、その不当性を厳しく追及してきました。この間の、弁護士や国会議員、労働委員会事務局と相談するなどして積み上げてきた成果が背景にあります。

「産別交渉は独禁法には触れない」、「団交を準備するための業界内の相談も独禁法違反ではない」との回答を得ました。これは揺るぎない確信です。

憲法・労働組合法が権利を保障、公正競争の追求は正当な取り組み

団体交渉をする目的は

### <資料①>

日本国憲法第28条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

労働組合法第1条 この法律は、使用者と労働者との関係を規制する労働協約を締結するための団体交渉をすること及びその手続きを助成する……。

労働組合法第6条 労働組合（は）、労働協約の締結その他の事項に関して交渉する権限を有する。

労働組合法第7条 使用者は、（次の）行為をしてはならない。団体交渉をすることを正当な理由なく拒むこと。

労働組合法第14条 労働協約は書面を作成し……。

### <資料②>

産別協定第1条 日港協と全国港湾及び港運同盟との団体交渉は、労働組合法に基づくところの交渉権の行使であることを確認する。

「産別交渉は独禁法には触れない」、「団交を準備するための業界内の相談も独禁法違反ではない」との回答を得ました。これは揺るぎない確信です。

このことは、憲法や労働組合法が権利として保障しています。

産別協約への回答拒否は港湾労働者の働くルールを壊すもの

「回答できない」と言ってくるでしょう。産別協定への統一回答は私たちの労働条件、働くルールを根底から壊すことになりません。だから、これを絶対に許してはいけません。

産別に結集する、全ての仲間の皆さん！日港協の「統一回答拒否の論理」は、今の労働条件を一気に壊す危険性を持っています。仲間の皆さん！日港協の

産別協定は、賃金や休日・休暇、作業時間などの労働条件の最低を決めています。そして、これらは、北海道から沖縄までのすべての港湾労働者の労働条件の最低限のルールを産別労使で約束したものです。港湾労働者は、「これ以下の条件では働きません」と定めたものです。

日港協は、今は「賃金だけは回答できない」としていますが、一度これを許すと、他の条件にも拡大して「回答できない」と言ってくるでしょう。産別協定への統一回答は私たちの労働条件、働くルールを根底から壊すことになりません。だから、これを絶対に許してはいけません。

姿勢を眺ね返す力を結集して、そのためのストライキの成功を断固としてやり抜きましょう。

不誠実団交で労働委員会に訴え、公の場での決着を検討

労働組合法第7条は、団交を拒否したり、不誠実な回答を繰り返したりする場合は、「不誠実団交」、「不当労働行為」として、これを禁じています。

同時に、こうした団交があった場合は、労働委員会に救済命令の申し立てができます。

全国港湾は、「独禁法」を理由とした回答拒否は、

「不誠実団交」であり、日港協の姿勢が変わらなければ、公の場で決着をつけざるを得ないと考えています。

こうした取り組みに移る場合は、一定の時間がかかりますが、これ以上、この問題で対立することは、労働使にとって良くないと考えています。

是非とも、皆様の理解をお願いします。